

(一社) 千葉県計量協会計量士部会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この部会は、(一社) 千葉県計量協会計量士部会 (以下「部会」という) という。

(事務局)

第 2 条 部会の事務局は、(一社) 千葉県計量協会 (以下「計量協会」という) 事務局内に置く。

(目 的)

第 3 条 部会は、計量士が持つ専門知識を生かし、適正な計量の実施を確保することに寄与すると同時に関係法令の理解並びに計量技術のさらなる習得に努め、計量士の地位向上及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 部会は、計量器の検査、計量管理の指導、講習会、研修会、会員相互の親睦行事の事業を行う。

(他団体への加入)

第 5 条 部会は、第 18 条に規定する全体会議の議決を経て他の団体に会員として加入することができる。

(細則等)

第 6 条 本規約の施行に関して必要な事項は、本規約に特に定めてあるもののほか、理事会の議決を経てこれを定める。

第2章 部 会 員

(部会員)

第 7 条 本部会に所属する者は、計量協会会員であり正部会員と賛助部会員とする。

2 正部会員は、計量法第 122 条に定める計量士であって、本部会の事業に賛同する者とする。

3 正部会員は、A 部会員及び B 部会員及び A' 部会員、B' 部会員とする。

一 A 部会員とは、原則として計量士の資格を持って収入を得て

いる者とし、個人の申告をもってする。

二 B部会員は、A部会員以外の者とする。

4 A'部会員、B'部会員は、前項第一号及び第二号と同等であつて、(一社)日本計量振興協会の会費を他都県から納めているものとする。

5 賛助部会員は、正部会員以外の法人又は個人であつて、本部会の目的に賛同し、事業に協力しようとするものとする。

(部会員名簿)

第 8 条 部会に部会員名簿を備え、部会員の氏名、住所、資格等に関する事項を記載する。

(部会員の権利)

第 9 条 正部会員は部会の事業に参加し、本会の施設を利用することができる。

2 正部会員は、全体会議において、各 1 回の議決権を有する。

3 正部会員は役員に選任される資格を有する。

(部会員の義務)

第 10 条 部会員は、本規約及び全体会議の議決を遵守しなければならない。

2 部会員は、故意又は過失により部会の施設を破損又は紛失したときは弁済しなければならない。ただし、その額は理事会で定める。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び数)

第 11 条 部会に次の役員を置く。

一 理事 15 名以内

二 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を部会長(以下「会長」という)とし、2 名を副部会長(以下「副会長」という)とするほか、必要に応じて 5 名以内を部会常任理事(以下「常任理事」という)とする。

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、全体会議において正部会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常任理事は理事の互選によってこれを定める。

(役員の仕事)

第13条 理事は、理事会を通じて業務の執行に参画するほか、規約及び理事会で定めた業務を行うものとする。

2 会長は部会を代表し、他団体との連絡調整を行い、部会業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、会長の職務を代行する。

4 常任理事は、副会長を補佐し、副会長が事故又は欠員のときは、副会長の職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し業務を分担する。

6 監事は、部会の業務及び財務を監査する。

7 役員は、忠実にその業務を行い、又、役員としてふさわしくない行為をしてはならない。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第15条 役員が次の各号に該当するときは、任期中であっても全体会議で部会員総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

一 心身の傷害のため職務の執行が困難と認められるとき。

二 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為が認められたとき。

2 前二号の規定により解任する場合は、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第16条 部会の事業に係る活動と認められた場合は、実費を補填する。

(顧問、相談役)

第17条 部会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問、相談役は、部会の運営に関し、会長に意見を述べ又はその諮問に答える。

第4章 会 議

第1節 総則

(会議の種類及び構成)

第18条 会議は全体会議、理事会、三役会とする。

2 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。三役会は会長、副会長、常任理事をもって構成する。

3 監事は、理事会及び三役会に出席して意見を述べることができる。

(会議の招集)

第19条 会議は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催日の10日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって行う。ただし理事会にあっては、あらかじめ理事会で定めた方法により行うことを妨げない。

また、三役会は会長が必要と認めたとき、任意の方法で招集する。

(会議の成立)

第20条 全体会議、理事会、三役会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の議長)

第21条 会議の議長は、会長が行う。

(議事の成立)

第22条 会議の議事は、出席者の過半数で決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第23条 全体会議、理事会の議事については、議事録を作成し、議事録には、議長並びに副会長、常任理事及び監事の内のいずれか2名が、署名または押印するものとする。

第2節 全体会議

(全体会議の開催)

第24条 全体会議は、正部会員により毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に原則として書面にて開催する。但し、解散等重要な議題の際にはこの限りではない。

2 臨時全体会議は書面により、次の場合に開催する。

一 正部会員の3分の2以上から会議の目的である事項を示して

請求があったとき。

二 理事会が必要と認めたとき。

三 その他、会長が必要と認めたとき。

3 前項第一号及び二号の規定による場合は、2ヶ月以内に開催しなければならない。

(付議事項)

第25条 次の事項は全体会議に付議しなければならない。

一 事業報告及び収支決算

二 事業計画及び収支予算

三 役員の改選

四 規約の改正

五 その他、本規約で定める事項

(議決権の代理行使)

第26条 第24条但し書により開催する時は、出席できない正部会員は、書面により出席正部会員を代理人として委任し、その議決権を行使することができる。

第3節 理事会及び三役会

(理事会の開催)

第27条 理事会は、会長が必要と認めたとき、開催する。

2 理事の過半数から理事会の開催を請求されたときは、速やかにこれを開催しなければならない。

(議決事項)

第28条 理事会は、次の事項を審議決定する。

一 本規約で定めること。

二 業務執行に関する事項。

三 その他、理事会が必要と認めた事項。

(理事会における意見の表示)

第29条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ示された事項については、書面をもって賛否を表示することができる。

2 前項の規定により、その意見を示した理事は、第18条の出席者と見なす。

(審議事項)

第30条 三役会は、理事会に諮る事項の原案の審議作成を行う。

第5章 会費及び会計

(会費)

第31条 本部会の会費は計量協会が定める入会金・会費等規程による。

(部会資産の管理)

第32条 部会の資産は、会長が管理し資産を使用する時は理事会の承認を得なければならない。

(旧千葉県計量士会の資産の管理)

第33条 旧千葉県計量士会の資産については会長が管理する。

また、部会の期末決算において不足が生じたとき、資産から補填する。ただしこの場合は、理事会の承認を得たあと全体会議に報告しなければならない。

(事業年度)

第34条 部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の改正と解散

(規約の変更)

第35条 本規約は、全体会議において正部会員総数の3分の2以上の同意を得なければ、これを改正又は廃止することができない。

(解散)

第36条 部会は、全体会議において正部会員総数の3分の2以上の同意を得なければ解散することができない。

付則

(本規約の施行期日)

本規約は平成28年5月22日から施行する。

- 1 千葉県計量士会の部会化にともない現規約を廃止し、新たな「(一社)千葉県計量協会計量士部会規約」を制定した。
- 2 千葉県計量士会表彰規程、慶弔規程は計量協会の規程を準用することとし廃止とした。

一部改正 令和元年5月23日

- ・ 検査班の独立により規約から削除した。
- ・ 正会員と賛助会員の区別の明確化を図った。

一部改正 令和2年7月7日

1. 部会の期末決算において不足が生じた場合、旧千葉県計量士会

の資産から補填するため、第33条を追加しました。

2. 第7条の部会員の区分にA'部会員、B'部会員を記載し、3項第一号にA部会員の説明文を変更及び4項にA'部会員、B'部会員についての説明文を記載しました。

3. 毎年出席者が少ないため、第24条の全体会議を原則書面による全体会議としました。但し重要事項の場合はこの限りではありません。また、臨時会議は書面による開催とします。

4. 第11条（役員の種類及び数）
理事、監事の説明文を削除しました。

5. 第1, 2条及び第11条2項「以下---と称する」を「という」に改正しました。

6. 第25条（付議事項）
第三号に「役員の改選を追加」以下一号づつ繰り下げました。

7. 第26条（議決権の行使）
全体会議が原則書面会議のため、書面以外で開催の時の委任について記載しました。

参考として計量士部会の各部会員の会費を記載しました。

参 考

会 費（計量協会規約による）

A部会員	25,000円
B部会員	15,000円
A'部会員	11,000円
B'部会員	8,000円
賛助会員	8,000円

(一社) 千葉県計量協会計量士部会細則

(目的)

第1条 (一社) 千葉県計量協会計量士部会細則(以下「細則」という)は「(一社) 千葉県計量協会計量士部会規約」に定められた事項を定める。

(旅費等)

第2条 部会の正部会員は、次の各号に該当するとき交通費、補助金等の支払いを受けることができる。

- 一 (一社) 日本計量振興協会関係
関東甲信越地区連絡協議会の出席者
全国計量士大会出席の会長又は会長の代理者
- 二 (一社) 日本計量振興協会関係(東京都開催)
会員代表者会議出席の会員代表者又は代理人
総会出席の会長又は会長の代理者並びに代議員
関東甲信越地区代表者会議の出席者
- 三 (一社) 千葉県計量協会関係
理事会出席者
- 四 (一社) 千葉県計量協会計量士部会関係
理事会出席者及び会務に関わる行為で理事会で認めた者
- 五 その他
会長が部会で負担することを適当と認めた場合

(支給金額)

第3条 交通費にあつては、当事者の居住地より第2条一号を除き会議等開催地までの公共交通機関運賃の往復実費とする。第2条一号についての旅費は支給せず参加費等にあつては補助金としその額は次のとおりとする。また、他より補助があつた場合はその額を減ずる。

- 1 関東甲信越地区連絡協議会の出席者

1泊2日の場合	10,000円
1日の場合	5,000円
- 2 全国計量士大会出席の会長又は会長の代理者

1泊2日の場合	10,000円
1日の場合	5,000円

(支払方法)

第4条 交通費の支払は、別紙「旅費請求書兼領収書」で行う。会費、参加費等の支払は領収書の提出で行う。

(請求期限)

第5条 旅費等の請求期限は、支出の事由の発生した年度の末日までとする。

(改正)

第6条 本細則の改正は、理事会で行う。

付 則

(本細則の施行期日)

本規則は平成28年5月25日から施行する。

※ 平成31年4月15日 一部改正
1 第3条の支給金額を改正した。

※ 令和2年4月10日 一部改正
第3条の支給金額を改正した。